

## 埋蔵文化財発掘調査等の業務受託者の資格基準

この資格基準は、名古屋市が次の埋蔵文化財発掘調査等の業務を委託する場合における、業務受託者に必要な要件を定めるものとする。

- ①埋蔵文化財発掘調査（準備作業から記録報告書作成までを含む。）
- ②土木工事現場における遺物の採取や遺構を記録するための立会い調査
- ③試掘・確認調査

- 1 埋蔵文化財発掘調査等の業務を実施することができる器材・組織（体制）を有する法人であること。
- 2 次の区分により定める有資格者をそれぞれ1名以上有していること。ただし下位の区分の有資格者については、上位の区分の有資格者をもって充てることができる。

区 分	業 務 範 囲	資 格		
		学 歴 等	埋蔵文化財発掘調査等の実務経験等	その他
主任調査員	①埋蔵文化財発掘調査等の業務の総括を行うこと ②埋蔵文化財発掘調査等の業務にあたる調査員又は調査補助員を指揮・監督し、調査進行を管理すること	次のいずれかに該当すること ①大学（4年制）又は大学院で考古学(史学)を専攻し卒業又は修了した者 ②国、地方公共団体又は公共的団体における埋蔵文化財担当の実務経験5年以上である者	埋蔵文化財発掘調査等の実務経験が60月以上ある者で、且つ、発掘調査報告書の執筆歴を有する者	自社正規社員であること
		③①又は②と同程度の知識・能力があると認められるもの	埋蔵文化財発掘調査等の実務経験が36月以上ある者で、且つ、発掘調査報告書の執筆歴を有する者	
調査員	①主任調査員の指示の下、埋蔵文化財発掘調査等の業務を主体的に行うこと ②埋蔵文化財発掘調査にあたる調査補助員を指示すること	次のいずれかに該当すること ①大学（4年制）又は大学院で考古学(史学)を専攻し卒業又は修了した者 ②国、地方公共団体又は公共的団体における埋蔵文化財担当の実務経験が5年以上ある者	埋蔵文化財発掘調査等の実務経験が24月以上ある者	
		その他の者	埋蔵文化財発掘調査等の実務経験が36月以上ある者	
調査補助員	①主任調査員又は調査員の指示の下、埋蔵文化財発掘調査を実施すること ②土木工事現場における遺物の採取や遺構を記録するための立会い調査を主体的に行うこと			

- \* 学歴等の同程度の知識・能力については、主任調査員にあつては埋蔵文化財発掘調査の実務経験が120月以上あることをもって、調査員にあつては埋蔵文化財発掘調査の実務経験が96月以上あることをもって、それぞれ認めるものとする。
- \* 実務経験とは実際に労働した月数（1月未満は切捨て）をいい、その期間には臨時職員・アルバイト等で任用された実務経験も含むものとする。
- \* 発掘調査報告書には、研究論文は含まないものとする。
- \* 発掘調査報告書の執筆歴とは、執筆した発掘調査報告書のうち1節以上の執筆を行った経歴をいう。ただし、調査経過（経緯）、遺跡の立地・歴史的環境等の執筆項目は除くものとする。
- \* 自社正規社員には、いわゆる契約社員等は含まないものとする。

#### 附 則

この資格基準は、平成21年4月1日より適用する。